

令和5年9月28日

報道各社 様

## 西地区シャトルバス等の無車検運行について

市が委託して実施する西地区シャトルバスの運行事業者が、自動車検査証の有効期間が満了していたにもかかわらず、更新が行われていない状態で3日間運行を行った事実を確認しました。

当該車両は、シャトルバス以外にも第一中学校のスクールバスとして使用されているものです。

市といたしましては、利用される市民の皆様方に深くお詫び申し上げますとともに、二度と同様の事態が生じないように、運行事業者に対して厳重に注意し再発防止に努めてまいります。

なお、今後の対応については、東北運輸局青森運輸支局と相談のうえ検討してまいります。

### 記

#### 1. 概要

##### (1) 運行事業者

東京太陽株式会社青森タクシー 十和田営業所  
十和田市東二十一番町 15 番 18 号

##### (2) 自動車検査証の有効期間満了日

令和5年9月20日（水）

##### (3) 無車検での運行実施日

令和5年9月21日（木）から9月23日（土）までの3日間

##### (4) 発生原因

運行事業者における自動車検査証の有効期間の確認が不十分であったため。

#### 2. その他

9月24日（日）時点で車両の検査は実施済であることから、バスの運行については支障がない旨、東北運輸局青森運輸支局から確認を得ています。

（問い合わせ先）

十和田市 企画財政部 政策財政課 政策企画係  
TEL 0176-51-6710